

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.36 (2023.11.16)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

目次

- ① 朗読詩 ひろしまの子 P1
- ② 反戦への強い思い 徐国五郎 P2~3
- ③ 住民監査請求を東大和市監査委員会に提出 P3~6
- ④ 行政不服審査請求を提出 P6~7
- ⑤ 『安斎育郎のウクライナ戦争論』 P7~8
- ⑥ 自由と人権は公民館の有料化に反対します P8~9
- ⑦ コラムより・後記 P10



自由に
お持ちください

朗読詩 ひろしまの子

あなたの隣を見てください ひろしまの子がいませんか
あなたが街を歩いているとき

あなたの横を ひろしまの子が ならんで歩いていませんか
バスの横にすわって ひろしまの子が あなたを見つめていますか

あなたが よろこひにあふれ 歌いたくなるようなとき
あなたが なにもかも うまくゆかず うち沈んでいるとき

あなたが 穴のあくほど見つめている ひろしまの子がいませんか

ひろしまの子は 丸顔です
すんだ眸をしています

あなたを 凝っと見つめています

ひろしまの少年少女達は 建物疎開に出ていて死にました
田舎に疎開できなかった 小さな子どもたちは広島県の街の中で死にました

一瞬に とけて死にました
飛ばされ ちぎれて 死にました

柔らかなからだは 建物に押しつぶされて死にました
火の中を はだして逃げ 消防用水の中に沈んで死にました

お母さんの名を 呼びながら死にました
およそ人間の頭で考えられる一番むこたらしい死にざまです

死にました

ひろしまの子は あの日のままです
ほつぺに おつぱいの香りをのこしたままです

ケーキもチョコレートも食べられなかった
ねだることもしなかった

おなかをすかせたままです あの日のままです
そして35年目のきょう

被爆者援護法もよそに なりふりかまわぬ軍備増強白書が伝えられたきょう
ひろしまの子は わたしにより添い じっとわたしを見つめているのです

あなたの隣を 確めてください
そこには ひろしまの子がいます

あなたが ひろしまの子にみつめられたら
おりこうな子がするように 泣きたいのを じっと我慢している瞳に

出会ったら

その瞳にこたえてやってください
あなたの目で うなずき返してやってください

ひろしまの子にわかるように
けつして再び あやまちはくり返えさないと！

けつして 許さないと！

反戦への強い思い 四国五郎

表紙に掲げた「朗読詩 ひろしまの子」は『反戦平和の詩画人 四國五郎』（藤原書店）からの転載である。

四国五郎という名前も印象的であったし、その遺族である長男が父親のことを綴った書ということにも関心があった。また、「反戦平和の詩画人」という位置づけにも興味をひかれた。

それぞれのことについて書くと長くなるが、思いつくままにメモ風に記してみる。

まずは名前から

関東平野を流れる利根川が別名「坂東太郎」と呼ばれることは知っていた。これに対し北九州の筑後川が「筑紫次郎」とされ、四国の吉野川が「四国三郎」呼ばれることは後で知った。では四国五郎とはどの川の別名かとネットで調べてみたが、この詩画人のことがズラーと出てきて分からない。本書の出版（2023年5月）を契機に今ではネットでは話題上位の名前である。ちなみに「四国五郎」と呼ばれる川はなくて、「越乃四郎」は信濃川、「陸奥五郎」は最上川とある。同じくネット情報なのでどこまで信憑性があるか分からない。

本書によると、「四國」という性は、瀬戸内海の水軍の末裔であった先祖の持ち船「四国丸」の名からとったものと伝わっており、全国に一つしかないそうだ。「四國五郎」という氏名も、香川県出身の演歌歌手が芸名として用いたことはあるが、同じ氏名を持つ実在の人はおらず、日本で唯一の名前であつたらしい。

身内のこと

父親にしても母親にしても感情的な思い入れが強く、自分の親のことを第三者的に見るのは難しい。あまりにも一体感が強く、冷静に観察、分析することが困難であるということだろう。親が亡くなった後でも、時間という冷却材が頭と心を冷やしてくれるかもしれないが、親子の桎梏から逃れるのは難しい。ところがこの著者は極めて冷静に自分の父親のことを、まるで評論家のように淡々と描き続ける。このような著者ではあるが、初めからそうだったわけではないと、永田浩三さんとのギャラリートークの体験をもとに告白している。

このように言うといつも笑われてしまうのが、そのころはまだ他人から「四國五郎」といわれようと、私はどうしても「人の親を呼び捨てにするな」という軽い反発を覚える感覚が根強く残っており、父をひとりの表現者として客観的に捉えることがまだ難しい時期だった。人前で喋ることを繰り返す度に、自分の心の中でも父親四國五郎から、表現者四國五郎に徐々に変貌していった。（第9章「戦争の記憶」をどうつなぐ 320頁）

父親四國五郎のことを表現することに引き比べ、その父親との交流のあった人たちについて書くとき、またはそれらの人たちとの語らいについて記すとき、著者の熱い思いがほとばしっているのを見るのは興味深い。シベリア抑留時代を五郎と共にした画家の栗崎英雄、『おこりじそう』を朗読した木内みどり、追悼展覧会開催した詩人・文筆家・出版プロデューサーの池田正彦、マサチューセッツ工科大学名誉教授のジョン・ダワーなどへの思いは、身内への思いを抑えて表現した代償のように、強い感情を隠さず語られている。

詩画人

有名な（といっても読んだことがなかったので、後日図書館で読んだ。）絵本『おこりじそう』の作画の担当者であることも、この本を手にして初めて知った。

四国五郎という名から受ける硬質な印象は、この人の作品の数々にも反映されている。硬質と言ってもそのタツ



チについてだけであって、その内奥に細やかさや優しささえ感とってしまうのはぼくだけだろうか。絵画については見ていただくしかないが、「ひろしまの子」という詩も同じ傾向を持っている。

「詩画人」という呼び方は著者の考案したものだろうか。「詩画家」とも言えたと思うが、やはり「人」でなければならなかったのであろう。シベリア抑留や、敗戦後の日本での活動をみれば、作家ではなく、行動人という位置づけが最もふさわしかったのかもしれない。反戦の詩や絵を官憲の目を盗んでパッと張って、さっと片付け、また違う場所に貼るという行動力は、「詩画人」という呼び方が最適であることを示している。

NHK が行った「市民が描いた原爆の絵」の活動にもこれに連なるものだ。絵と短文という形で寄せられた作品はまさに「詩画」と呼べるものであった。体験者の生の声を聴くがごとくに追体験できるこれらの作品は、広島平和記念資料館平和データベース（右 QR コード参照）で現在も見ることができる。ぜひご覧いただきたい。



住民監査請求を東大和市監査委員会に提出

東大和市を被告とした2つの裁判に取り組んできて、その結果はもとより、市の代理人となった弁護士に対する報酬の支払いについて数々の疑念が生じた。その多くは弁護士報酬における過大な公金支出である。

東大和市は、行政改革の基本目標として「安定した行財政運営の確立」を掲げ、改革課題の一つとして「安定した行財政運営の確立」をあげている。しかるに弁護士からの報酬請求に対してはこれを無批判に受け入れ、高額な報酬を公然と公金から支払っているのである。

そもそも弁護士の選定にあたって、地方自治法第 234 条に定める競争入札を行っている形跡がない。弁護士との契約が地方自治法施行令第 167 条 2 項に定められた随意契約に該当するとも思えない（この辺りの事情については今後じっくりと調べようと思う）。



いずれにせよ、この原資はわれわれの税金である。これを黙って見過ごすことはできない。しかも当該裁判の原告でもある自分にとって、判決の内容とも密接に関連した弁護士報酬の支払いという行政の処理は無関心ではいられない。そこで本年 11 月 6 日、それぞれの裁判について、東大和市監査委員会に弁護士報酬支払いに関する監査請求（東大和市職員措置請求書）を行った。

この通信を初めから読んでくださっている方にはすでに了解済みのことと思われるが、以下に2つの裁判の概略と、弁護士報酬支払の疑義について個別に説明し、最後に今回提出した監査請求を掲載する。

1、陳情不上程告発裁判に係る監査請求について

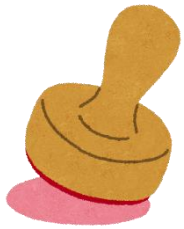
本裁判は、「東大和市子ども・子育て憲章」制定をめぐって同市議会に提出した陳情が不当に扱われたことを不服とし、2020 年 11 月に損害賠償請求訴訟として東京地裁立川支部に提訴したものである。2022 年 4 月 17 日に同地裁で敗訴したため東京高裁に控訴、同年 11 月 9 日に高裁で敗訴したため最高裁に上告、本年 8 月 4 日に最高裁の判断（上告棄却・上告申立不受理）が示されたものである。

ところが被告東大和市は、代理人契約をしている橋本勇弁護士の請求（2022 年 11 月 21 日）に応じて、2023 年 1 月 6 日に報酬金（成功報酬）1,188,000 円を支払っている。確定判決は前記のとおり 2023 年 8 月 4 日であり、それ以前に報酬金を支払うことなどということがあってはならず、これは違法な公金の支出と言わねばならない。

東大和市は橋本弁護士に対し支払った報奨金 1,188,000 円と、返還日までの年 5 分の利子分を上乗せした額の返還を直ちに求めねばならない。

2、チラシ配置拒否裁判に係る監査請求について

本裁判は、原告が東大和市立中央公民館に配置を依頼すべく持ち込んだチラシを、佐伯芳幸同公民館長がチラシの書き換えを要求し、書き換えがされないチラシの受理を行わなかったことを不服として、損害賠償請求訴訟を 2021 年 12 月に東京地裁立川支部に提訴したものである。2022 年 12 月に同地裁で敗訴、翌年 1 月に東京高等裁判所に控訴、2023 年 5 月 17 日、東京高裁は同館長の行為が行政手続法第 7 条違反であることを認め、原告は表現の自由にかかわる精神的な損害を受けたとして、国家賠償法第 1 条 1 項に基づいて 1 万円（原告主張は 10 万円）を原告に支払うよう命じた。



損害賠償額が 1/10 に減じられたとはいえ、行政上の処分が違法と断じられ、損害賠償支払いを求められたということは、市当局にとってその存立基盤を揺るがす重大な事態であるにもかかわらず、東大和市長は原告の求める公的な謝罪や、関係者の適正な処分、一連の事実の公表には全く応じず、賠償金のみ支払ってこれを収めようとしていることは、従前よりお伝えしている通りである。

本年 9 月 26 日、被告代理人橋本勇弁護士からこの裁判の報酬金として 1,069,200 円が請求され、東大和市はこれに対し、10 月 6 日に平然と支払いに応じている。

すでに述べたように、本件は東大和市の行政行為が違法とされ、損害賠償が命じられるという、行政にとって致命的な判断が示されており、実質敗訴というべき判決である。また、本裁判における東大和市の実質的な経済的利益は 9 万円である。これらのことを鑑みれば報酬金 1,069,200 円は異常な高額であり（詳しくは監査請求書を参照）、一般の市民感情からすれば到底納得できかねるものである。

このような公金の支出は、市の財政に損害を与える不当な公金の支出である。本来なら橋本弁護士に適正額の返還を求めるべきであるが、それが困難であるなら管理者である市長がこれを補填しなければならない。

陳情不上程告発裁判に係る監査請求

2023 年 11 月 6 日

東大和市監査委員殿

東大和市職員措置請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

1 請求の要旨

2023 年 1 月 6 日、東大和市長（担当課：総務部文書課）が弁護士橋本勇に対して行った 1,188,000 円の公金の支出は違法である。

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所立川支部「令和 2 年（ワ）第 2710 号」）に係る同訴訟（東京高等裁判所令和 4 年（ネ）第 2972 号）の報酬金として、橋本弁護士から 2022 年 11 月 21 日付の請求があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として 2023 年 1 月 6 日付で支払いに応じたものである。

しかし、前記訴訟の確定判決（最高裁判所第二小法廷 令和 5 年（才）第 418 号・令和 5 年（受）第 519 号）が出たのは 2023 年 8 月 4 日である。民事・刑事を問わず確定判決を得るまでは訴訟は終結しておらず、この段階で弁護士に成功報酬を支払うことは公金の違法な支出にあたる。

東大和市は 1,188,000 円及び 2023 年 1 月 6 日以降得るべきであった利子分について損害を受けた。よって、同市は直ちに橋本弁護士に支払った 1,188,000 円の返還を求め、2023 年 1 月 6 日から返還済みまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求しなければならない。

なお、市長は違法な支払いの事実について市民に公表、謝罪するとともに、改めて再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講じるべきである。

以上

チラシ配置拒否裁判に係る監査請求

2023 年 11 月 6 日

東大和市監査委員殿

東大和市職員措置請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

1 請求の要旨

2023 年 10 月 6 日、和地仁美東大和市長（担当課：教育部中央公民館）が弁護士 橋本勇に対して支払った報酬金 1,069,200 円は異常ともいえる高額であり、その他の弁護士報酬も過大であり、不当な支出にあたる。

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所立川支部「令和 3 年（ワ）第 3483 号」）に係る同訴訟（東京高等裁判所令和 5 年（ネ）第 720 号）の報酬金として、橋本弁護士から 2023 年 9 月 26 日付の報酬金の請求（写し 1）があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として 2023 年 10 月 6 日付で支払いに応じた（写し 2）ものである。

確定判決となった東京高等裁判所の判決（写し 3）内容は、東大和市立中央公民館長に行政手続法第 4 条違反があった認定、表現の自由を侵す精神的な損害を原告に与えたとして、国家賠償法第 1 条 1 項に基づき 1 万円の損害賠償を命じたものである。

行政にとって、表現の自由に関わる行政手続法違反があったと認定されることはその存立基盤を揺るがす事態であり、しかも国家賠償法に基づく損害賠償金支払い義務が生じたことは、額の多少に関わらず深刻、かつ重大に受け止めなければならない事案である。

上記内容の判決内容を受けて、当該弁護士に対し訴訟事務委託契約に基づくとはいえ成功報酬を漫然と支払ったことは、市民感情からしても受け入れがたいものであり、公金の不当な支払と言うべきものである。

また、当該成功報酬としての請求額も根拠に欠けるものである。

同弁護士が「報酬金」として請求した 1,069,200 円は、着手金（写し 4・写し 5）594,000 円に 2（一審・二審？）を乗じた額に、さらに 0.9 を乗じた（0.9 は損害賠償額が 10 万円から 1 万円に減額された故か？）と推認される。

そもそも報酬金（成功報酬）の算出の基準が着手金と同額であるということ自体根拠のないものであり、こ

れを前提として受け入れている市の判断も適切ではない。

一般的に民事訴訟では、訴訟による経済的利益が 300 万円以下の場合、着手金は、経済的利益の 8%（着手金の最低額は 10 万円以上）、成功報酬は経済的利益の 16%とするのが相場である。これは、（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準や、第二東京弁護士会が示している目安もほぼ同様である。これと比較するに、本件着手金・報酬金は異常ともいえる高額である。

本件について、仮に適正な額を算出すると以下ようになる。着手金を多めに見積もって 30 万円としても、一審・二審で 60 万円、日当 20 万円、報酬金は 14,400 円とするのが妥当であり、合計 814,400 円となる。これに消費税分を加算しても 895,840 円である。しかるに東大和市は 2,477,200 円を支払っている。このことにより、差額 1,581,360 円は不当に失われたことになる。契約による支払なので当該弁護士に返還を求めることは困難だが、この損失額は管理者である東大和市長が補填すべきである。

これらのことを鑑みるに、支払い契約そのものに問題があり、総務部文書課は顧問契約弁護士の選定から見直し、契約内容についても適正なものにする必要がある、少なくとも弁護士との顧問契約にあたっては複数の対象者から選ぶべきであり、機械的な前年踏襲は改められなければならない。

行政不服審査請求を提出



重ねて東大和市にこんな請求をしなければならないのが悲しいが、納得しかねるので仕方がない。

「自由と人権通信NO.35」に個人情報保護法のことを書いたとおり、「異常な」といえるほどのマスキング（墨塗り）がまかり通っている。核兵器廃絶の署名直後のマスキング、公民館利用グループの代表者名・連絡先の一律秘匿、そして情報公開における不必要な部分にまで及ぶ墨塗り。

個人情報保護を名目にマスキングをかけるその姿勢は、担当者に禍が及ばないようにしているためかと勘繰りたくなるような執拗さである。ここには情報公開法の目的「実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務を全うし、市民参加による公正で透明な市政を推進することを目的とする」（東大和市政情報公開条例第 1 条）などみじんも感じられない。

監査請求にあたり「証拠」（「写し」と表現した）として添付した弁護士の請求書にある事件番号も振込先銀行名も墨塗りされている。どちらも公開して何の支障もないはずのものだ。しかも前者は申請人が当該裁判の原告であり、当該番号すら申請人にとって既知の事実である。これを黙って見過ぐすと、さらに非公開がさらに広がっていく恐れさえないとは言えない。その歯止めをかける意味もあり、不服申し立てをすることにした。以下はその本文である。

2023 年 11 月 6 日

東大和市長殿

申請人：榎本清

2023 年 10 月 21 日部分公開決定通知書（大教教公収第 12-1 号）に係る審査請求

非公開になっている以下の部分について公開を求める。

1、「件名」の項、事件番号であろうと推認される部分

申請人が当該裁判の原告であることは窓口で何度も伝えている通り、東大和市情報公開条例第 7 章 2 号にあたるといえどもこれを非公開とする理由はない。

2、「振込先」の項、銀行名・口座名義・口座番号と推認される部分

後 2 者についてはともかく、銀行名まで非公開とすることは東大和市情報公開条例第 7 章 3 号の拡大解釈であり、理由がない。

なお、2023 年 6 月 23 日部分公開決定通知書（大教教公収第 3-1 号）においては上記 1 について公開しており、総務部文書課の対応は一貫性がなく、この点でも不当である。

上記内容の公開を改めて求めるとともに、総務部文書課の責任において写しを作成するよう求める。

【本の紹介コーナー】

『安斎育郎のウクライナ戦争論』

この本の著者安斎育郎さんは、福島県楡葉町の鏡宝境内にある「伝言館」の現館長である。このことは「自由と人権通信 NO.31」でも取り上げた。東大工学部原子力工学科で学んだ安斎さんは原発の危険性と、推進政策上の誤りを認識し、一貫して反原発の側に身を置いて活動してこられた方である。伝言館前館長であり、同館を設立された早川篤雄住職は東京電力福島原発の反対運動に早くから取り組まれており、安斎さんは早川住職の要請を受けこの運動に長年深く関わってこられた。

先に「自由と人権レター」（ぼくが不定期に発信しているメール通信）でも書いたが、以上のような安斎さんの来歴を知らなければ、この本（冊子）は親ロシア・反ウクライナのプロパガンダ本と受け止められかねない。いや、安斎さんのことをご存じの方でさえ同様の疑いを抱く人はいるだろう。ウクライナ・欧米の側（そしてぼくたちもその中にいる）から見れば、そして「侵略者プーチン」を非難する立場からすればそうなっても不思議ではない。だが、ことはそんなに単純なことなのだろうか。

この本の内容は、ロシア側の主張の正統性や、ウクライナや西側諸国の論理の矛盾や、「事実」の誤りを指摘している面がほぼすべてと言ってよい。だからといって、「平和研究者」を自認する筆者が今ウクライナで起きていることを是認しているわけではもちろんない。

本書の評価は読者に任せるしかないが、ひとつだけ別の記事から紹介しておきたいことがある。ロシアのウクライナ侵攻が起こった時にアメリカの哲学者ノーム・チョムスキーがインタビュー記事で語っていた次のような言葉だ。ウクライナの NATO 加盟に関して「もしメキシコが中国が主導する軍事同盟に参加して、先端兵器や中国製の武器をアメリカとの国境に配備したり、人民解放軍と共同軍事作戦を実施したり、中国の指導者から訓練と最新兵器を受けるなどという状況が起きたとしたら、アメリカは絶対に許さない。」



筆者は日本の反戦・平和の市民運動における「ロシアバッシング一辺倒」の危うさ、ロシア側の言い分に全く耳を貸さない「翼賛体制」への危機感を指摘している。そのことが本書を書かせた大きな動機となっていることは確かだ。ロシアを侵略者として一方的に非難するこの国のマスコミの洪水状況にあって、冷静になろうとすればこのようなカウンターが必要であろうとさえぼくには思えるのである。

このことは同様に、この国の反中国・反朝鮮（朝鮮人民共和国）のマスコミ論調とも重なる。アメリカの属国ともいべき、長年続いた現政権の対米従属状況がそれをもたらしていることは間違いない。日本はアメリカに従属

し、マスコミは現政権に従いその批判精神を失っている。そのような状況下、中国や朝鮮の正統性を部分的であれ主張するとどのようなことになるか。「中国・朝鮮のスパイ」、「反日」のレッテル張り、いわゆる「炎上」状況となる。それは権力による弾圧よりも恐ろしい事態であるかもしれない。

ただし『ウクライナ戦争論』について気になる点がないでもない。この本の内容の多くはネット情報をもとにしている。ネット情報だけでこれだけの内容をまとめられたということでは驚異だが、反面、現地取材による情報（一次資料）が圧倒的に不足しているということでもある。とりわけ近年では生成 AI による偽画像や偽動画の登場が指摘されている。それらのことを摘出、排除するうえでも一次資料による裏付けが必要だろう。

※関心ある方には、この本を 1 冊 250 円でお分けします。近くの方には持参します。遠方の方には送料 350 円（レターパックライト）プラスでお送りします。



かさねて

自由と人権は公民館の有料化に反対します

★東大和市は社会教育活動の衰退を招くような「有料化」をするな！

東大和市で公民館が初めて誕生したのが 1971（S46）年、「みんなが楽しく語り合い集う場所として」（「東やまと市報」同年 4 月 1 日号）期待された出発だった。昨年 2022 年には東大和市立公民館の開館 50 周年を迎え、公民館紹介動画「公民館へ行こう」が作製された。

公民館へ行こう



動画の中では数々の示唆に富むことがちりばめられている。公民館は地域住民が「つどう・まなぶ・むすぶ」場所として「講座やイベントを通じて人づくり・地域づくりに貢献しています」と示されている。また、「まなぶ」では「公民館は興味や関心ごと、また地域の要請に応える知識や技術を学ぶ場です」とされ、「むすぶ」では「公民館はさまざまな機関や団体の間にネットワークをつくります」とされてる。

ここに公民館有料化が導入されたらどうだろう。みんなが楽しく、気軽につどうなどということができようか。「お金がかかるなら……」と二の足を踏む人が出てくることは必至である。だれでもタダで平等に開かれているからこそ、年齢・性別・職業・生活環境・障害の有無など、様々な層の人たちがつどえるのだ。

※ここという「公民館有料化」とは、公民館にとどまらず市民センター等も含む。

★かつて「三多摩テーゼ」があった

公立公民館設立の黎明期、東京都教育庁社会教育部は「新しい公民館像をめざして」（1973～1974 年）をまとめ上げてる。その中で、公民館について「4 つの役割」と「7 つの原則」示している。いわゆる「三多摩テーゼ」と呼ばれているものである。

「公民館の 4 つの役割」とは以下のものである。

1. 公民館は住民の自由なたまり場です
2. 公民館は住民の集団活動の拠点です
3. 公民館は住民にとっての『私の大学』です
4. 公民館は住民による文化創造のひろばです



これはまさに東大和市の初期公民館の設立理念とも一致し、動画「公民館に行こう」の「公民館ってどんなところ？」でうたわれている内容ともぴたりと重なりあう。

更に同書では「公民館運営の基本ー7つの原則」として、「自由と均等の原則・住民参加の原則」などの他に「無料の原則」を掲げている。

自由と平等、そして無料であることが公民館活性化のキモであり、それを保障するために、行政は公民館の維持管理の責任と義務を負っている。「行財政運営の確立」を名目に、公民館を利用料するなどもってのほかといわねばならない。

★パブリックコメント等の事前説明実施は最低の義務

現在東大和市の公民館は社会教育法第 20 条の目的に使用される場合は無料とされており（東大和市立公民館条例第 10 条）、ほとんどの団体がこの適用を受けている。したがって、公民館有料化のためには公民館条例第 10 条の改定が必要となる。

尾崎前市長は公民館有料化にあたって、市の「財政的問題」あることから改定前の事前説明やパブリックコメントの実施はしないとしている（2022 年 7 月 公民館利用者連絡会の質問に対する回答）。

しかし、誰でも平等に使用できる施設である公民館を有料化することは「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」（パブリックコメント実施要綱 第 3 条「対象となる計画等」）の対象となることは明らかである。少なくとも、事前説明とパブコメ実施は行政の最低限の義務ということになる。

★受益者負担を理由にした公民館有料化は税の二重取りである

和地現市長は、受益者負担の原則に立ち行財政運営の一環として施設利用者に負担をしてもらうと言っている。これは正しい主張だろうか。

受益者負担とは、「地方公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人々から徴収すること」（「広辞苑」）とある。市民であれば誰でも平等に利用できる公民館が「特別の施設」だろうか。公民館利用者は「特に利益を受ける人々」だろうか。公民館は公共施設であり、引き込み道路などの「特別な施設」とは明らかに異なる。和地市長の主張はとんでもない言いがかりである。

公共施設は公金で維持管理されている。公金はもとをただせば税金だ。利用者から料金を徴収することは、税の二重取りと言われても仕方がない。

★市場原理の導入を許すな！

東大和市では、2015（H27）年 6 月に発行された「使用料・手数料見直しに係る基本方針」の中で、「使用料の原価計算」として、人権費・需用費・委託費・使用料および賃借料などを想定、「原価に減価償却費を算定する」（2020 年 9 月 30 日行政管理課庁議書）としている。一部とはいえ、これを市民に負担させようとしているのだ。これでは企業が経営努力を放棄し、消費者に負担を負わせようとする会社経営の発想と同じである。まさに市場原理の導入に他ならない。公民館有料化を許せば、次は図書館や博物館の有料化へと波及していくことは目に見えてる。その意味でも公民館有料化を断じて許してはならない。

公民館有料化反対のための集まり

期日：11 月 26 日（日）午前 9 時 30 分より
会場：東大和市立南街公民館 204 学習室
呼びかけ：公民館有料化に反対する会

※「自由と人権」は「公民館有料化に反対する会」とリンクを組んでいます。問い合わせは冒頭連絡先まで。

公民館有料化に反対する会 HP



「法の支配」という言葉が連呼された。先月開かれたG7広島サミット(先進七カ国首脳会議)の前後に、岸田文雄首相の口からである。国際法を犯し、ウクライナを侵攻したロシアを糾す狙いは分かる。しかし、心に響かなかった。足元のこの国がそれとは縁遠いからだ。

ここにしばらく世間を騒がせてきた二つの事件が脳裏をよぎった。芸能プロのジャニーズ事務所の前社長だった故ジャニー喜多川氏による性加害事件と、いまだ終結が見えない旧統一教会問題だ。

双方には共通項がある。ともに半世紀前から指摘されていた問題だ。ジャニーズ問題では所属タレントらの告発本

視点

私はこう見る

田原 牧



つ人物が問題の解決に立ちふさがった。事務所を運営する喜多川姉弟や教団と密接な関係にあった安倍晋三元首相らだ。彼らが亡くなるまで「パンドラの箱」は開かれず、他界するや堰を切ったように世間の断罪の対象となった。

「法の支配」はいつまでも「法の支配」が勝っていることを示しているように思える。ちなみに「この法の法は、理性に基づく普遍的な倫理を意味する自然法のそれに近い。

芸能界はかつて市民社会の枠外に息づいていた。性加害の醜聞はそうした構造と無縁

園問題、桜を見る会問題でもその手法は垣間見えた。

だが「人の支配」に伴う副作用は危険だ。支配で憂き目を見た者は抵抗に手段を選ばない。つまりはテロリズムの誘惑を呼び覚ます。

実際、安倍氏は凶弾に倒れ

た。動機は不透明だが、今年四月には岸田首相も選挙応援中、爆発物を投げられた。弊害はテロの誘発だけではなく。「人の支配」は社会を蝕む。そうした社会では能力や努力よりも、権力者に気に入られることが「成功」の機軸になる。従順さやゴマすり幅を利かせれば、創造力や倫理は衰える。この国の「落日」を加速させている要因の一つであることは明白だ。

公邸での乱行などで首相の子息である首相秘書官が更迭された。縁故主義は最も単純な「人の支配」である。

首相の「法の支配」が空しく響いた一因は自らの振る舞いへの無自覚さに根ざしている。(論説委員兼編集委員)

「法の支配」はいずれ

ジャニーズと旧統一教会

に加え、週刊誌の追及もあった。ジャニーズ側が週刊誌側を訴えた訴訟では、喜多川氏による性加害の事実が認定された。統一教会問題も何回か世間の耳目を集めた。

だが、ともに強い権力を持つ

こうした人物たちの周辺にいた人びとの動揺を見るにつけ、往時の支配力の強さがくつきりと浮かび上がる。

こうした流れは芸能界と政界の違いはあれ、この社会では「法の支配」よりも「人の

ではない。ただ、政界にその種の言い訳は通らない。

「法の支配」に背を向ける傾向は安倍政権で強まった。人事で官僚を掌握し、自らに近い人物を登用する。内閣法制局長官を代え、集団的自衛権の行使を容認する安保関連法を制定した。森友、加計学

た。四月には岸田首相も選挙応援中、爆発物を投げられた。弊害はテロの誘発だけではなく。「人の支配」は社会を蝕む。そうした社会では能力や努力よりも、権力者に気に入られることが「成功」の機軸になる。従順さやゴマすり幅を利かせれば、創造力や倫理は衰える。この国の「落日」を加速させている要因の一つであることは明白だ。

公邸での乱行などで首相の子息である首相秘書官が更迭された。縁故主義は最も単純な「人の支配」である。

首相の「法の支配」が空しく響いた一因は自らの振る舞いへの無自覚さに根ざしている。(論説委員兼編集委員)

【後記】

◆少し古いが、左は本年6月の東京新聞のコラムである。この世界では「法の支配」がまともに機能していると言えるだろうか。はなはだ疑問である。権力者はみずから都合のいいように「法の支配」を利用している。法がまともに機能しないとなれば、抑圧された情念はテロという形となって法の外の行為に出る。アメリカ、そしてそれに追従する日本は、中国の南シナ海進出を口実に、沖縄を中心とした琉球弧を軍事拠点化している。辺野古の違法埋め立てを裁判所もグルになってこれを認めた。歪められた「法の支配」があるところ、必ず暴発が起こる。イスラエルに抑圧されたパレスチナでの闘いもしかり。

◆住民監査請求や行政不服審査請求など立て続けに出た。今号は審査請求特集のようになってしまった。裁判にまで持ち込まなくとも、住民が審査請求を出すことは民主主義にとって大切なことだと思っている。多少時間はかかるが、裁判ほどには力ネも労力もいらぬ。あてにならないことは事実かもしれないが、ひとりでも多くの市民がこれに取り組めば、行政も少しは緊張感をもってことに臨むようになるだろう。行政の怠慢は市民にもその責任の一端がある。

◆このところ息切れがことに厳しくなっている。まともの歩き続けることさえできない。もともとの原因は2回の心臓手術だろうと思うが、年単位で苦しさが増み重なっていく感じた。主治医から試してみたい薬があると言われ、検査入院することになった。期間は1週間から2週間。心臓カテーテルもやって効果をみるという。あまり期待はしていないが、少しでも楽になるならと応じることにした。

自由と人権HP

